

開催： 6月20日(水) 17:00-19:00 商工会議所会議室

出席者： (別紙)

AGENDA:

1. 前回会議(2006年5月)以降の経緯共有
2. マンテガ蔵相宛GIEレター発行後の経過確認
3. 上記を踏まえた委員会活動計画討議
4. その他

ワーキンググループ会議ご出席者(2007年6月20日) 移転価格税制検討委員会名簿

移転価格税制
検討委員会

「移転価格税制検討委員会」メンバー

委員長					
副委員長	篠原 一 宇	Ichiu Shinohara	Panasonic do Brasil Ltda.	11 3889-4000	shinohara.ichiu@br.panasonic.com
副委員長	二宮 康 史	Yasushi Ninomiya	JETRO, Sao Paulo	11 3141-0788	ninomiya@jetro.org.br

部会名	区分	委員名	Name	WG	Company	Phone	E-mail
化学	正	工藤英博	Hidehiro Kudo		Iharabras S.A. Industrias Quimicas	11 3235-7700	hkudo@ihara.com.br
	副	松尾新一郎	Shin-Ichiro Matsuo		SUMITOMO CHEMICAL DO BRASIL	11 3174-0368	s.matsuo@sumitomo-chem.com.br
	副	辻 望	Nozomu Tsuji	*	Arsyta LifeScience	11 3054-5015	nozomu.tsuji@arystalifescience.com
機械金属	正	杉村秀一郎	Shuichiro Sugimura		NSK BRASIL LTDA.	11 3269-4723	sugimura-s@nsk.com
	副	原田裕	Hiroshi Harada		Mitutoyo Sul Americana Ltda.	11 5643-0038	harada@mitutoyo.com.br
自動車	正	岸本明彦	Akihiko Kishimoto	*	Honda South America Ltda.	11 5576-5341	akihiko_kishimoto@hondabr.com.br
金融	正	須田一夫	Kazuo Suda		TOKIO MARINE BRASIL SEGURADORA	11 3265-7680	kazuo.suda@tokiomarine.com.br
建設不動産	正	阿部 勇	Isamu Abe		TODA DO BRASIL S.A.	11 3886-5820	abe@toda.com.br
コンサルタント	正	渡邊 裕司	Yuji Watanabe		JETRO, Sao Paulo	11 3141-0788	watanabe@jetro.org.br
	副	押切フラビオ	Flavio Tsuyoshi Oshikiri	*	OHNO E OSHIKIRI ADOVOGADOS	11 3068-2050	flavio@ohno.com.br
	副	矢野クラウジオ	Claudio Yano	*	Ernst & Young	11 2112-5310	aya.nishiguchi@br.ey.com
	副	二宮康史	Yasushi Ninomiya	*	JETRO, Sao Paulo	11 3141-0788	ninomiya@jetro.org.br
食品	正	酒井芳彦	Yoshihiko Sakai		AJINOMOTO INTERAMERICANA IND. E	11 5080-6985	yoshihiko_sakai@aia.ajinomoto.com
繊維	正	青島 宏幸	Hiroyuki Aoshima		YKK DO BRASIL LTDA.	11 3066-1111	seiji@ykk.com.br
電気電子	正	篠原一宇	Ichiu Shinohara	*	Panasonic do Brasil Ltda.	11 3889-4000	shinohara.ichiu@br.panasonic.com
貿易	正	三分一克則	Katsunori Sambuichi		Shimadzu do Brasil Comercio Ltda.	11 2134-1688	sambu@shimadzu.com.br
GIE委員会	正	福田勝美	Katsuyoshi Fukuda		Mizuho Corporate Bank, Ltd. Sao Paulo Rep.	11 3251-4199	fukuda@mizuhocb.com.br
	副	横溝 剛	Tsuyoshi Yokomizo	*	ITOCHEU Brasil S.A.	11 3170-8570	yokomizo@itochu.com.br
コーディネーター	正	鍋島直裕	Naohiro Nabeshima	*	Honda South America Ltda.	11 5576-5069	nnabeshi@hondabr.com.br
	副	中村剛久	Takehisa Nakamura	*	NSK BRASIL LTDA.	11 3269-4710	nakamura-t@nsk.com

オブザーバー	土肥克己	Katsumi Doi			CONSULADO GERAL DO JAPAO	11 3254-0100	katsumi.doi@mofa.go.jp
--------	------	-------------	--	--	--------------------------	--------------	------------------------

*「移転価格ワーキンググループメンバー」

ご出席

1. 前回会議(2006年5月)以降の経緯共有

移転価格税制委員会(ワーキンググループ)活動経緯 (2006年5月～07年6月)

2006年	
5月24日	移転価格税制検討委員会ワーキンググループ会議(前回)
5月31日	下院外交防衛委員会 日伯経済セミナー
8月 8日	GIE(国外投資家グループ)会議に参加。 中南米諸国のTP税制比較、分析 税務当局へTP税制改善を求めるGIE要望書原稿を日本商工会議所が作成することで合意。
8月 9日	FIESP(サンパウロ工業連盟)会議に参加(内容別掲)
8月31日	要望書原稿をGIEへ送付
11月28日	官民合同会議(TPテーマ報告)
12月8日	GIE会議(Furlan大臣参加)(要望書は財務大臣宛に決定)
2007年	
1月 5日	GIE要望書として、マンテガ蔵相宛にGIEから送付
3月 8日	日伯経済合同委員会(TPテーマ報告)
6月15日	会議所昼食会にSr.J.KornGIE議長招聘
6月20日	移転価格税制検討委員会ワーキンググループ会議

2. マンテガ蔵相宛GIEレター発行後の経過確認

会議所昼食会(6月15日)に、Sr.Joel Korn GIE議長を招いて、

1. TP税制に関するGIEのスタンス
2. 首記GIEレター発行後の経過

を確認した結果、

1. については、

「GIEは、以前の圧力団体としての性格から、ブラジルでのビジネス展開にあたっての、コンサルティング・アドバイザー組織としての性格へ変革している。」

との認識が示された。

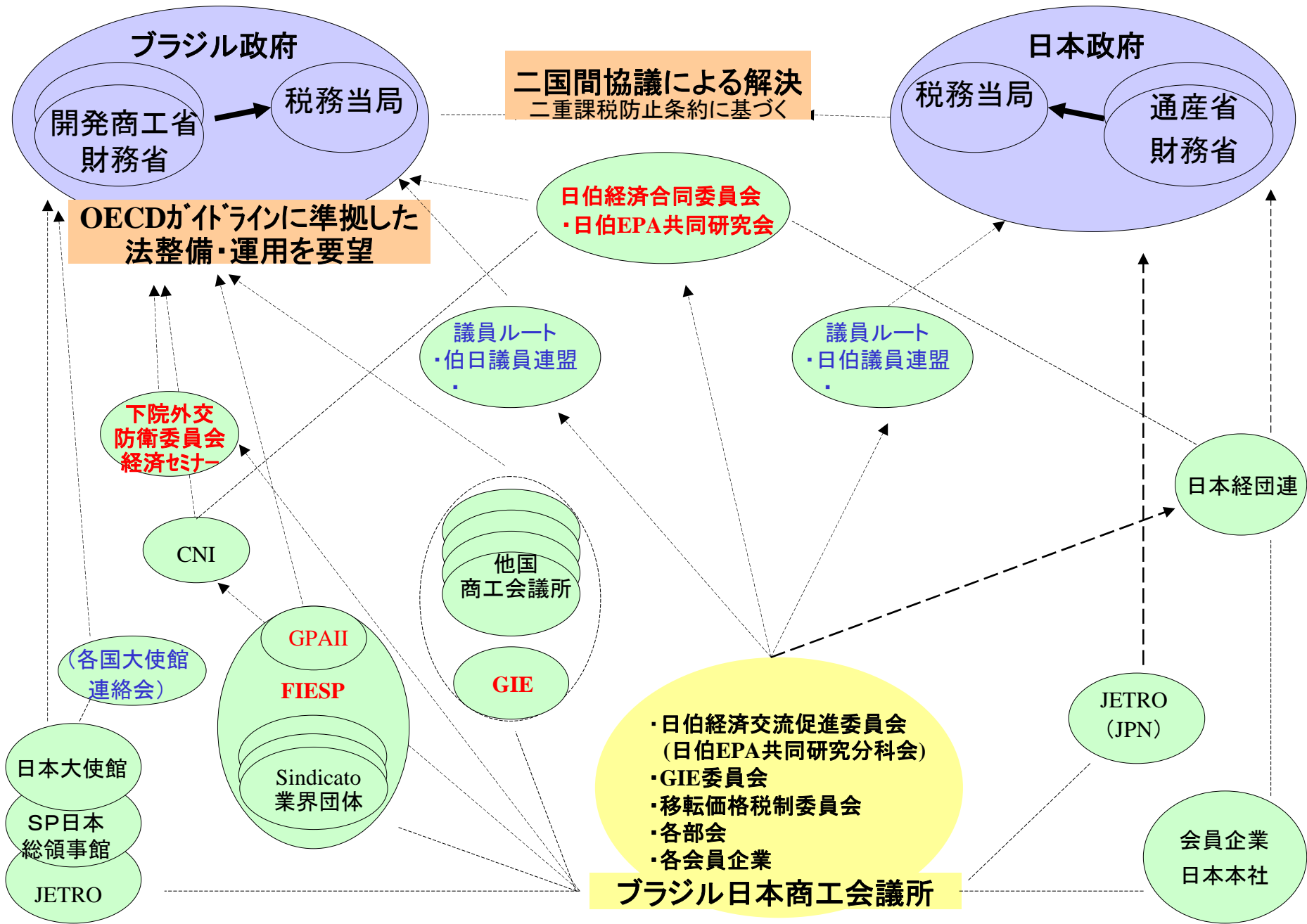
2. については、

GIE名で改善要望書を提出したものの特段のレスポンスは無く、上記方針を踏まえて、追加確認措置も採られていない、ことから、

今後、GIEとしての主体的な動きは期待できないことが確認された。

上記状況から、昨年、対政府アプローチの主軸に据えた、GIEルートでのアプローチは、今後、情報共有レベルでコンタクトを継続するレベルにとどめることとする。

ブラジル移転価格税制 対応アプローチ検討



基本方針

- ・「投資環境改善」要望としてのアプローチを重視
- ・ TP税制改善要望を、継続してできる限りのチャンネルを使って訴え続ける。～“鳴き”続ける～

■現体制(委員会、ワーキンググループ)で活動を継続していく。

■現状のパイプは維持していく(FIESP,GIE,

■既存種々のイベントを通じ訴え続けていく(外交防衛委員会、経済合同委員会、

■議員を通じたアプローチにトライしていく

◇会議所チャンネル(別途検討) →日伯議員連盟メンバー、伯日議員連盟メンバー
～日伯交流年/移民100周年に向け

◇各企業レベルからのアプローチ

↑ブラジルTPの問題を、企業・機関Topの方々にはしっかり認識していただく。

→Topに対するブリーフィングを、TP税制委員会(ワーキンググループ)主催で実施。

…具体案については別途検討の上で実施する。

補足資料

・・・進出企業一同、今後のブラジルの経済発展を信じてその一翼を担うべく、全力で前向きに企業活動に励んでおります。

さて本日は、この下院外交・防衛委員会におきまして、議員の皆様にはブラジル進出日系企業が日頃の企業活動の中で感じているブラジル移転価格税制に関する困り事をご説明させていただくことで、今後安心して投資の拡大を含め活発な活動ができる様に、ご理解を賜り、改善のためのお力添えを頂ければと思ひ、日本商工会議所の副会頭としてご説明差し上げる次第です。

さて、そもそも移転価格とは、ご存知の様に、二国間にまたがる関連会社間の物の売買の際、売主・買主間での利益の正当な配分を実現させるものであり、両当事国間での二重課税が発生する余地を極力少なくするための法でなければなりません。そのために現在、日伯両国には租税条約・二重課税防止条約が締結されております。

この条約により、両国政府の当事者の方々が二重課税防止のために必要な法整備をそれぞれ行って頂くことで、両国にまたがる企業活動を行っている私企業が安心して企業活動を行えることになり、しいては日伯両国の経済発展に十二分に貢献できるようになるものと思ひます。よって、本来であれば、私企業である私供がこの様な席でこの問題をお話するのではなく、当事者はあくまでも課税権を持った両国政府の方々であるべきと考えます。

しかしながら、原則論ばかりを述べていても何も解決しないわけで、この機会に是非再度、この困り事につきご説明を行い、伯側のご対応をお願いしたいと思います。

さて、今年初めにJETROが在中南米進出日系企業を対象に実施したアンケート調査によると、「現在直面している経営上の問題点」という問いに対し、ブラジル進出日系企業のなかでは「税制問題」を選択した企業の割合が最も高い結果となりました。

ブラジルで同アンケートへの回答した企業63社の内、63.5%にあたる40社が「税制問題」を経営上の問題点として取り上げています。他国で「税制問題」を指摘した企業の割合をみると、メキシコが30.5%、ベネズエラが38.5%、チリが23.1%、アルゼンチンが31.3%ですので、他国と比較してブラジルの税制問題が進出企業にとって如何に大きな問題となっているかがわかります。

サンパウロの日本商工会議所では昨年、この問題に対処するため「移転価格税制検討委員会」を発足させました。同委員会で同税制について分析したところ、会員企業は特に以下の点について困り事を抱えていることが判りました。

すなはち、ブラジルの移転価格税法は、

- * OECDのガイドラインに沿わない独自の税制であり、当該取引社間での所得に対し、二重課税が発生する可能性がある。
- * 業種・製品による特殊性に配慮した税制になっていない。

との2点であります。

このため、実際に二重課税を課せられているケースを含め、対応のために莫大な資料の準備等が求められ、大変な負荷となっております。より具体的に述べてみますと、日本商工会議所会員企業としては、細かくなりますが以下の4点を適用していただければ、と思ひます。

1. 業界毎に異なる利益マージン比率(%)の適用をお願いしたいと思います。

現法制は、各業種別の利益特性を考慮せず、一律に利益率が固定されています。例えば再販価格法によると、製品の再販では一律20%、加工を伴う原材料輸入の場合は一律60%となっているマージンを、業種毎の特性を考慮した適正值にして頂きたいと思えます。

2. 製品または部品一点毎の税率計算から、製品群・グループ毎での計算への変更をお願いしたいと思います。

部品一点一点の計算で、其々が現税制を満足する証明は量的に現実困難であるし、また、部品個々には満足するものしないものがあります。しかし、法の本来の目的からすると全体として満足すれば良いわけで、もっと大括りにグループ単位、製品群で判断をして頂ければと思えます。又、こうする事により莫大な作業を軽減できると思えます。

3. 為替相場の大幅な変動によるコスト変化影響を緩和できる、柔軟性のある法整備があればと思えます。

前提にした為替と輸出入の際の条件為替に大きな差が出る場合があります。

ちなみに輸出については昨年末、皆様のご理解をいただき、特例が認められました。

4. APA(事前承認制度)を設置していただきたい。

APA制度とは、納税局と納税者間における移転価格についての事前合意書であり、多くの国がこれを採用し認めています。

ブラジルは同制度を認めていないため、投資者は、事業を開始後、例えば5年又は10年後にブラジル移転価格法による法人所得税追加請求等が発生する大きなリスクを負っています。

APA制度導入により、税法の解釈・適用の相談のみならず、相手国との調整確認が事前に行われるようにして頂けると、二重課税リスクが大幅に回避できるなど、税務上の投資環境が整備され、安心して当国への投資が出来るようになります。

以上の具体的な4点につき、是非前向きにご検討頂ければ、幸甚に思えます。

尚、直接どれほど関連するかは具体的に証明できませんが、移転価格税法が投資促進に影響を与えている事は否定できないと思えます。

もちろん、投資誘引は移転価格税法によってのみ行われるわけではありませんが、税制改善により投資誘引が活発化する可能性は、私達の移転価格税制検討委員会の活動の中で、多くの企業から寄せられた意見でした。

また、この困り事は、日本商工会議所のみならず、他の地域及び他国の商工会議所や企業団体でも課題視されております。

以上、私供の移転価格税制に関する困り事を述べさせて頂きましたが、私供日本進出企業といたしましては今後も益々のブラジルでの投資

拡大、経済への貢献を目指して全力で努力してまいりますので、皆様におかれましては今後とも是非引き続きご指導頂けますことを宜しく

お願い申し上げますと共に、本日述べさせて頂いた移転価格税法の困り事を是非ご理解頂いた上で解決のためのご足労をとって頂ければ、と思えます。……(了)

<Principal Issues>

- Brazilian TP legislation is out of OECD guide-line.
- In many cases, this legislation with its peculiarities may cause bi-lateral taxation on the profit in the transaction between the consolidated companies.
- This legislation affects to the operations in Brazil for many companies and is one of the factors that restrict investment from foreign countries.

ブラジルは、OECDのガイドラインに沿わない独自の移転価格税制を採用しており、当該取引会社間での所得に対して二重課税が発生する余地が大きい。
多くの企業にとってブラジルでの事業展開に重大な影響を及ぼし、投資を阻害する要因になっている。



- TP legislation should guarantee the just distribution of profit, and is required to have the legislation which eliminate the bi-literal taxation between the countries.
- Required to establish of TP legislation which is to be accepted globally, considering the characteristics by segment or product and adopting global standard of concept of TP legislation.

移転価格法は、売主・買主間での、利益の正当な配分を実現させるべきものであり、両当事国間での二重課税が発生する余地を極力無くすための法整備が必要。

業種・製品による特殊性に配慮し、かつ、世界的な移転価格法概念・制度を取り入れた、「世界に受け入れられる」移転価格法の確立が求められる。

- 1. Adaptation of differential percentage of margins by business segment**
<Transfer Pricing for Import>
業界毎に異なる利益マージン比率(%)の適用 [輸入移転価格]
- 2. Adaptation of the calculation of taxation (percentage) by product segment or product group, from that by each part of product.**
製品/部品一点毎の税率計算から、製品群・グループ毎での計算への変更
- 3. Flexibility to permit the difference of rate of exchange.**
(between estimated and actual rate)
為替相場(前提レート対実績レート)の差異を容認する柔軟性整備
- 4. Installation of APA :Advanced Pricing Agreements**
APA(事前承認制度)の整備

- これまでの経過、5月19日の議論の「状況からみて、FIESP経由のアプローチには限界がありそう。
⇒FIESPとの共同歩調は継続するが、今後はGIEとの連携を中心とすべきか。
- CNI経由のアプローチは、CNIの性格から見ても効果はあまり期待できそうにない。
⇒民間(企業団体)と政府のつなぎ役の役割としては検討しておく
- ブラジルTP税制が「輸出の妨げにもなる」ことを強く訴えることが必要と思われる。
- 大統領直轄の官房の“Sala de Investimento”を活用することを検討してはどうか。
⇒外国投資に関する困りごとの受け皿、政府中枢に直接訴えるパイプとなる可能性がある。
⇒5月31日外交委員会の場に出席可能性ある官房長官特別補佐官に説明を試みる。
⇒可能性開ければ、GIEと連携しGIE名でTP法制改善を訴えることを検討。
- 5月31日外交委員会でのTP関連スピーチ
⇒移転価格に関する企業サイドの困りごとを具体的に述べて改善を訴えるスタイルとする。
⇒法案4695には言及しない。(外交委員会では承認済み)
⇒本音では“設定税率が高い”ことを訴えたいが、今回は“困りごと”の説明で集約。